

こ う け ん で こ う け ん 後見DE貢献

～IKUKOのつばやき～



2021年12月1日
発行所 オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコハビル4階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

やっと行動制限が解かれ、人の波を見るにつけ、平時に戻りつつあると感じられる今日この頃、皆さま、いかがお過ごしでしょうか。最近は何にも戻らないでほしいと祈るような気持ちで、行き交う人を見守っています。

さて、先月予告しました通り、この度私が21年8か月の間、個人事業として司法書士事務所を営んできた事務所を法人化し、「国松司法書士法人」を設立いたしました。法人化の目的は、事務所の永続性です。

司法書士は登記の専門家として不動の地位を得ました。しかし、それがあだとなり、単なる登記マシーンと見られることもありました。そんな中で業界としてもお客さまの財産管理を行うという新たな分野に活路を見出し、私も個人事務所の開業時からその時流に乗って、現在まで専門職の成年後見人としての業務も登記の業務とともに微力ながら行ってきました。私自身は健康体そのものですし、何の不安もありませんが、法人の永続性をもってお客さまへ安心をお届け出来るよう、さらに業務に邁進するとともに、自らの研鑽とスタッフの教育に力を注いで参りたいと考えています。

お客さまに寄り添い、人生に伴走するという重い使命のもと、後見 DE 社会貢献できる喜びをさらに噛み締めたいと思っています。皆さま、今後とも倍旧のお引き立てのほどお願い申し上げます。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

後見制度について、相続に伴う様々な手続きを進める中でご相談される方や、将来に備え安心のために考えている方など、お話を伺う機会が少しずつ増えてきました。

一時的に後見制度を利用して遺産分割をしたいという問い合わせもありますが、**後見制度はご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」など）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。**成年後見人等の仕事は、申立てのきっかけとなった当初の目的（例：保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりではありません。ご本人が判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続く制度です。そのため、申立てを希望される場合は、面談で**ご家族（任意後見制度の場合はご本人）の希望を十分に聞き取り、ライフプランを確認することが重要**です

☆☆ライフプランとは？☆☆

- 日常生活に関する習慣・嗜好等→起床・就寝、食事の時間等の生活リズムや味の好み、好き嫌い等
- 財産の管理や保存などに関する事→できるだけ質素な生活を維持したい等
- 不動産、金融機関との取引に関する事項、預貯金の取り崩しに関する順序等
- 定期的な収入の受領および費用の支払いに関する事項→施設の利用は〇〇銀行口座から支払って下さい等
- 相続に関する事項→平成〇年〇月〇日作成の公正証書遺言の通りして下さい。▲▲は××へ連絡して下さい等
- 介護契約、その他福祉サービス利用契約等の関係する事項→施設入所が必要になった場合は、できるだけ自然環境に恵まれた静かな場所で探してほしい、できれば〇〇市内にしてほしい等
- 施設入所に当って→書籍（〇〇と▲▲）と、大切にしているアルバムは持たせてほしい等
- 医療に関する事項→既往歴、アレルギー、服用中の薬の記録、かかりつけ医連絡先等
 - 医療に関する希望→通院の際はタクシーなどで移動できるようにしてほしい、末期がんの場合はできればホスピスへ入りたい、延命治療は一切してほしい等
 - 祭祀に関する事項→自分が死亡した場合は、年賀状リストの範囲のみ連絡してほしい、献体登録をしてあるので〇〇へ連絡を取ってほしい、遺骨は▲▲寺に埋葬してほしい等
 - その他の事項→自家用車は〇〇に依頼して処分してほしい等



IKUKO

もちろんこれらは「このようにしてほしい」と、あくまで希望を述べて頂いたものです。必ず実現をお約束したり、職務の執行を拘束したりするものではありません。けれど、**ご本人やご家族のこれからの人生にとって大切なことであり、安心に結びつくことである**と責任を痛感しながら、しっかり思いを受け止める覚悟で日々業務に取り組んでいます。

◆今月からタイトルは「®」付となりました◆
◆LINE アカウントは「リニューアル致します！」◆

準備が整い次第、お知らせします。よろしくお願ひ致します(*^o^*)

YouTube

国松偉公子の
相続相談室

